

## 青山台留守家庭児童育成室運營業務委託事業者募集に係る保護者説明会 要旨

### 【開催日時】

令和5年2月3日（金） 午後7時～午後7時45分

### 【市 出席者】

堀 地域教育部次長、坪野 放課後子ども育成室参事、中村 同参事、  
山下 同主幹、黒木 同主査

### 【社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会 出席者】

井上理事長、坂上常務理事、松岡施設長

### 1 【社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会からの報告】

令和6年3月31日をもって、契約更新後5年間の契約期間が満了となります。これまで7年の間、保護者の皆様、吹田市、青山台小学校、近隣の皆様の御協力をいただき運営を行ってまいりましたが、誠に残念ではありますが、理事会としては5年間の契約期間満了をもって契約を更新しないという決定をいたしましたので御報告させていただきます。

### 2 【運營業務委託の概要、仕様書（案）・募集要領（案）の説明】

まず、青山台育成室については、平成28年度から育成室の運営を社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会に委託していますが、簡単に吹田市の育成室の運営を民間委託する目的から御説明させていただきます。

現状につきましては、平成29年度に対象学年を4年生まで拡大したものの、想定を超える利用児童数の増加に伴い、配置する指導員が不足し、待機児童が生じる状態であるため、当分の間は、4年生までの受入れと安定した育成室の運営に専念することとしています。開室時間の延長については、委託育成室では、午後7時までの開室時間の延長を実現しているところです。

更に民間委託を進める必要性については、保護者の方々の就労支援の観点等から待機児童を発生させないことを念頭に、増加している入室児童を受け入れるための指導員の確保を目的としているものです。

直営育成室の指導員の確保につきましては、様々に取り組んでいるものの、欠員解消には至っていません。

一方で、指導員の確保策の一つである運營業務委託による効果は、12か所の育成室の運營業務委託によって指導員59人分の確保と同じ効果を生んでいます。

しかしながら、増加している入室児童数に対して、現状でもなお直営育成室においては、50人以上の指導員の欠員状況にあり、待機児童を最小限に抑えるためにも、令和5年度以降、毎年2か所の育成室の運営業務委託を進め、令和8年度までおおむね8か所の運営業務委託を進めてまいります。

次に、民間委託の効果について、まず、指導員の確保については先程御説明させていただいたとおりです。

続いて、社会的ニーズへの対応として、延長保育時間については午後7時までとなります。また、今後新たに事業者を募集する際は、長期休業期間中は、午前8時からの開室を公募の条件とする予定しており、青山台育成室におきましても同様の条件とする予定です。

続いて、委託事業者が独自で実施している事業の一例として、昼食提供等、事業者独自の取組を行われている育成室もあり、これらの取組はサービスの向上に繋がっているものと分析、評価しているところです。青山台育成室においても、新型コロナウイルスの影響による中止等ございますが、留学生との交流や落語体験等を実施しておられました。

次に、直営育成室と民間委託育成室の比較についてですが、委託事業者の変更に伴い、これまでの運営と大きく変わることはありません。実施主体は、直営でも委託でも吹田市となります。運営のみを委託しますので、運営主体はそれぞれ市と事業者に分かれます。民営化ではなく民間委託となりますので、吹田市が作成する仕様書に基づいた運営を実施してまいります。使用料やおやつ代の徴収についても、今までどおり、保育料は市が、おやつ代や教材費は事業者が徴収します。おやつ代や教材費の金額については、現在の青山台育成室での徴収額を踏まえながら、新たな事業者が保護者の皆様と相談の上、決定することになります。

続いて、どのように事業者を選定するのかについて、選定を行うのは、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会という附属機関で、委員構成は、5名以内で構成されています。

また、特別委員としまして、委託予定の育成室の保護者の方2名以内で、参画をお願いしています。青山台育成室では保護者会がありませんので、本年4月下旬から5月頃に在籍している児童の保護者の皆様に公募させていただく予定です。

続いて、公募につきましては、本年4月から5月にかけて事業者を募集する予定です。一次審査につきましては、6月～7月頃に応募事業者から提出のあった書類をもって審議を行い、各委員に採点していただきます。二次審査につきましては、7月頃に事業者によるプレゼンテーション、各委員から事業者へのヒアリングを行い、各委員に採点していただきます。その後、7月から8月頃に事業者が決定するスケジュールを予定しています。

次に、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託事業者共通募集要領（案）につい

て御説明させていただきます。参加（応募）資格要件について、応募できる事業者としては、保育所や幼稚園、他の育成室の運営実績がある法人に限っています。

次に、打合せ、緊急体制としては、現場の指導員と法人の責任者が常に連携が取れる体制であり、緊急なトラブル対応にも責任者が現場に駆け付けられることを条件としています。また、応募しようとする事業者には当該育成室を事前に見学し、実際の保育環境や児童の様子を確認した上で、応募していただくことを考えています。見学につきましては、5月中旬を予定しています。

次に、引継保育に係る補助金について、従来は2月中旬頃から約2か月間の引継ぎを実施していましたが、運營業務委託のスケジュール全体を見直し、引継ぎに係る期間を最大6か月とすることで、事業者の指導員と児童及び保護者の方々との信頼関係を徐々に構築していくことができると考えています。また、委託までの期間が長期に渡ることから、委託契約とは切り分け、その期間は連携協定を締結することで、引継保育に係る事項の取決めをします。要配慮児童の保育や、準備も含めた各行事や取組を行う日を中心に4月から円滑に運営する上で必要となる引継ぎの実績に応じて、事業者が要した経費を市から補助することで、主任指導員をはじめ、クラス担任や配慮を要する児童に対する配置予定の職員に十分な引継ぎを受けていただきたいと思います。

続いて、運營業務受託に係る連携協定（案）については、委託業務開始までの間の取決め事項として、引継保育に関する事、保護者との打合せに関する事を市と新たな事業者の間で締結するものです。保護者との打合せに関しては、3月までに保護者と全体の懇談会や個人懇談を開催することや、4月から初めて入室する児童の保護者に対して入室説明会を開催することを記載する予定です。なお、事業者がこの協定内容を履行しない場合は、委託契約予定事業者として決定した事項を取り消すものとしているため、事業者には確実にこの協定の内容に則った引継ぎや保護者との打合せを行っていただく必要があります。

次に事業者の選定に係る評価項目と基準（案）について御説明させていただきます。

一次審査は書類審査としています。公募に参加した事業者から提出された事業実施計画書を評価項目と基準に基づいて評価、得点化し、出席委員の半数以上から650点以上の事業者が一次審査通過事業者となります。二次審査については、一次審査を通過した事業者が事業実施に関するプレゼンテーションを行うとともに、ヒアリングを行います。その上で、選定委員が評価項目とその基準に基づいて、採点します。その結果、①出席委員の半数以上が650点以上、②出席委員の採点のうち、最上位と最下位を除外した採点合計の平均が650点以上、③評価項目中、運営方針及び職員体制で、出席委員の半数以上から5段階中2以下の評価がない、④その他の評価項目で、出席委員の半数以上から5段階中1の評価がない、これら全てを満たす必要があり、その上で、出席委員が採点して1位と順位付けした委員数が最も多い事業者を選定します。

会計状況につきましても、事業者から提出される収支計画書、直近の収支計算書、損益計算書、貸借対照表などの書類とこれらに関するヒアリング審査を実施し、「採点合計が60点以上」、「各審査基準において、『劣っている』の評価を2つ以上受けていない」の2つの条件を満たす事業者を選定します。

最終的に、この事業実施に関する審査と会計状況に関する審査の両方において条件を満たした事業者を最優秀提案者に決定します。

続いて、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託共通仕様書（案）について御説明させていただきます。

指導員の配置につきましては、「吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいた配置を求めており、1教室当たり放課後児童支援員を2人以上配置することとし、そのうちの1人以外は補助員に代えることができます。これは直営育成室と同様の基準としており、それに加えて、担任のうち1人以上は、放課後児童健全育成事業、保育所等での保育士又は小学校等での教員を2年以上経験した実務経験者を配置してもらいます。

次に主任指導員につきましては、育成室を円滑に運営する上で連絡体制を明らかにしておくため、1人配置することとしています。この主任指導員は、有資格者かつ実務経験者を要件としています。

次に業務内容につきましては、留守家庭児童育成室に勤務する指導員等は、「放課後児童クラブ運営指針」、「放課後児童クラブ運営指針解説書」の内容と現場の状況をしっかり確認、理解した上で業務に当たっていただくことが大前提となります。その上で、仕様書（案）に記載の児童の健康管理や適切な遊びの指摘などの「児童の健全育成に関する業務」、児童の出欠確認やおやつの実施などの「事業の運営に関する業務」を行っていただくこととなります。

おやつに関しましては、事業者が提供するに当たり、提供予定のメニューやアレルギーを有する児童に対するアレルゲンの情報などを事前に周知することや、事業者が直接徴収することとなるおやつ代や教材費について、保護者の方から求めがあった場合の会計収支の報告など、各項目について具体的に記載しています。

最後に、今後のスケジュール（案）につきまして御説明させていただきます。今月開会予定の、令和5年2月吹田市議会定例会において、令和5年度当初予算が可決されれば速やかに事務手続を進め、事業者選定等委員会の開催、事業者公募へと進めていきます。また、募集要領（案）及び共通仕様書（案）につきましては、4月中旬実施予定の事業者選定等委員会を経て内容が確定する予定です。

スケジュールは、早ければ7月中旬頃には事業者を決定し、保護者の皆様にお知らせしたいと考えています。その後、保護者懇談会にて受託事業者の紹介をさせていただき、10月頃から引継保育を始める予定としています。令和6年2月から3月頃には、受託事業者の指導員と保護者の方及び児童の三者での面談を行い、4月から事業者

よる運營業務を開始予定としています。

保護者の皆様に影響のあるスケジュールとして、5月中旬に応募事業者による育成室の見学を予定しています。また、特別委員となられた保護者の方には事業者選定等委員会に出席していただきます。7月以降、受託事業者が決まり次第、在籍児童の保護者の皆様にまずは通知をもってお知らせします。その後、保護者の皆様と受託事業者が直接お話しできる機会として保護者懇談会を開催します。また、2月から受託事業者による個人面談を行ってまいりますので、御協力よろしく申し上げます。

### 3【質疑応答】

保護者：契約を更新しないと判断した理由を教えてください。

事業者：当初は1クラス運営で開始しましたが、児童数の増加に伴い今年度から2クラスでの運営となりました。職員の確保を前向きに行い、今年度は運営できていますが、職員の定着、新規の雇用が難しく、今後の児童数が更に増加した時に、責任をもって運営することに現実的に難しさを感じ、誠に残念ではありませんが、契約を更新しないことを決定いたしました。

保護者：事業者の応募がなかった場合はどうなりますか。

吹田市：まずは、応募がないということがないように進めていきたいと思えます。青山台育成室を委託した当初は、社会福祉法人に限定していたため、応募できる事業者も少なかったのですが、現在は、様々な事業者が参画できるようになっていますし、全国的にも学童保育の実績がある事業者が増加していますので、応募がないということは考えにくいと認識しています。

保護者：万が一事業者の応募がなかった場合は想定されていないのか。事業者の応募があるか不安なので、応募状況について、適宜共有していただきたい。

吹田市：最終的に応募がなかった場合は、市の事業として実施しないというわけにはいきませんので、直営で運営することも考えなければいけません。ただ、民間委託は市全体の指導員不足を解消するために進めていますので、まずは、事業者に応募していただくことを一番に考えています。応募状況の進捗については、最終的には7月頃に事業者が決定しますが、それまでの間に保護者の方とコミュニケーションを取らせていただく機会もありますので、何らかの形で情報共有させていただけると思えます。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。

(終了)